

応急危険度判定や被害認定を装った者に注意！

他県において、豪雨災害で被災した建物に対する応急危険度判定を行ったと装い、不安を煽って修理等を勧誘する悪質な事案が発生しています。

応急危険度判定とは

地震災害が起こった際に行われるものであり、余震等による二次災害防止のため、被災した建物について、当面の使用の可否を判断し、「危険(赤)」、「要注意(黄)」、「調査済(青)」のステッカーを貼付するもの。

この度の豪雨災害では、行われません。

被害認定とは

自然災害により被害のあった住宅について、「全壊」「半壊」等の「被害の程度」を認定するもの。「被害の程度」は、被災者支援策の適用の判断材料となる罹災証明書りさいの基礎資料に使われる。

この度の豪雨災害でも行われる予定です。調査は、被災者の立会いのもと、市町村の職員が行います。

【消費者への対応アドバイス】

この度の豪雨災害(風水害)で応急危険度判定が行われることはありません。建物にステッカーが貼付してあった場合、一人で判断せず、まずはお住いの市町村に真偽を確認しましょう。

訪問者の身分は必ず確認するように心がけましょう。

「恐怖を感じる」「帰ってくれない」「不審な車両や人を見かけた」
ときなどは、すぐに警察に連絡しましょう。

不安を感じたり、おかしいと思ったとき、困ったときは、ご相談ください。

熊本県消費生活センター ☎096-383-0999

受付時間：平日 午前9時から午後5時まで

消費者ホットライン ☎188 (局番なしの3桁番号)

受付時間：平日 午前9時から午後5時まで

土曜・日曜・祝日 午前10時から午後4時まで

最寄りの警察署または警察安全相談 ☎#9110 受付時間：24時間